

第3削減計画期間の手続き等について

P. 2

第3削減計画期間の手続き等についての全体の流れをこの図に示しました。

こちらは第3削減計画期間の最終年度の報告となる令和7年度の流れのイメージです。

まず、これまでと同様に令和7年7月末までに計画書及び実績報告書をご提出ください。

次に実績排出量・基準排出量の確定のため、第3削減計画期間の実績について、第三者検証を受けていただきます。

第3削減計画期間内の計画書・検証結果報告書の審査が完了し、計画期間全体の排出量が確定すると、県から目標達成状況通知書が送付されます。

これを確認し、自身の目標達成状況を確認してください。

目標が未達成の場合、排出量取引を行い、目標の達成を図ってください。

この「目標の達成」については、確認期限が令和8年9月末までとなっておりますので、検証受検や排出量取引の早めの実施など、ご対応をお願いします。

P. 3

続いて、全体の流れの中の各段階について詳しく説明していきます。

計画書の作成、提出は毎年のごとく皆様良くと存知と思いますので省略しまして、

まずは、実績排出量・基準排出量の確定について説明します。

P. 4

年度ごとに計画書及び実績報告書でご報告いただいた実績排出量は、算定した排出量の正確性や信頼性を確保するため、それぞれ第三者による「検証」を受けることで、排出量の値が確定します。

第三者とは埼玉県に登録している検証機関のことであり、この検証では、毎年度報告に用いている算定資料ファイルを元に検証が行われます。

スライドには検証のチェック項目、見られるポイント、根拠となる資料の一例を示しています。

検証を受けられる際は、チェック項目ごとに見られるポイントを意識し、根拠となる書類について入念な準備をお願いいたします。

また、受検の際には検証機関から必要資料等の指示があると思いますので、指示に従いご対応ください。

P. 5

第三者検証では検証の結果に応じて、検証項目ごとに「適合」、「不備あり」、「不明」などの判断がされます。

「適合」は、算定ガイドラインに従って報告がなされており、根拠資料にも問題がない場合に判断されます。

「不備あり」は、記載すべき情報であるにもかかわらず算定資料に記載がない、又は記載された情報が、算定ガイドラインに従って報告されていない等誤りがある場合に判断されます。

「不明」は、証拠となる根拠資料が入手できない、又は不十分であるため、算定資料に記載された情報が算定ガイドラインに従って報告されているかどうかの判断ができない状況のことを指します。

検証の結果が「不備あり」又は「不明」となった場合、当該項目において、「適合」となるための対応策を講じていただくことになりますが、根拠資料を破棄・紛失してしまったため、対応策を講ずることができない場合、又は対応策を講じないで、検証を終了した場合は **埼玉県と『要協議』** となります。

もし根拠となる購買伝票等を紛失・破棄してしまった場合は、こちらに示した A~C の方法で対応をお願いしております。

原則、A の方法でご対応いただき、電力会社、燃料販売会社等から販売量証明等の入手をお願いします。

販売会社によっては、販売量証明等の再発行が有償となることがあります。

販売会社の倒産等により、**やむを得ず**販売量証明等の入手ができない場合は、C にある通り、合理的と認められる他の方法で算定ができないか埼玉県と協議していただくことになります。

検証の受検終了まで、対象年度の購買伝票等は整理し、保管をお願いします。

P. 6

検証の受検には一定の期間（数か月以上）を要します。

また、令和 7 年度の検証は非常に混み合うことが予想されるため、スムーズに進むよう早めの準備をお願いします。

埼玉県の登録検証機関については、県 HP 上で一覧を公開しておりますので、ご確認ください。

いずれかの検証機関による検証を受検した後、検証結果報告書の発行を受けて埼玉県へ提出してください。

検証結果の報告目安として、令和 7 年 7 月末までに検証結果報告書を提出するようお願いします。

P. 7

続いて、基準排出量に係る協議について説明します。

大規模事業所を設置されている事業者の皆様はご存じのことと思いますが、基準排出量と

は、その事業所の1年度当たりの目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量の基準量であり、この量が、排出量が増加したか、減少したかの基準となります。

決定協議についてですが、大規模事業所となった事業所は、基準排出量の算定後、県と協議を行い、基準排出量を決定する必要があります。

基準排出量が決定しない場合、削減目標の設定ができません。ほとんどの方はすでに決定協議はお済みと思いますが、近年に取引制度対象となった事業所の中にはまだ済んでいない所もございます。

この基準排出量の決定は、県との協議の完了後に第三者検証が必要となりますので、お早めにご対応のほどよろしくお願いします。

修正協議についてですが、算定に誤りがあった場合などで、最初の削減計画期間の目標達成が確認されるまでの間（今回で言えば、第三削減計画期間中に大規模事業所となった事業所）に限り、算定対象年度、算定対象年度の目標設定ガス排出量その他の算定根拠を修正することができます。

なお、基準排出量の検証が既に終わっている事業所が基準排出量を修正した場合は、検証を再度行う必要がございます。

変更協議についてですが、「① 事業所の床面積の増減、② 用途が、排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更、③ 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減」による排出量の増減量が基準排出量の6%以上となる場合、必ず行われなければなりません。

複数の要因がある場合は、それらの要因によって算定される量の合計の増減量により判断します。

なお、右に示したような「施設や設備の変更を伴わない生産量の増減、営業時間や工場稼働時間の変更、空室率の増減、気温・気候の変化による排出量の増減」などは基準排出量の変更に該当しません。

変更協議に該当するかわからない場合は県へご相談ください。

基準排出量が確定しない場合、目標達成の確認もできませんので、基準排出量の変更協議に該当する場合はお早めに県へご連絡をお願いいたします。

P. 8

変更協議に係る排出量の増減量について、具体的な計算方法を示したものがこちらのスライドになります。

「① 床面積の増減」については、増減した床面積に県が定める用途別排出量標準原単位を乗じたものを排出量の増減量としています。

県が定める用途別排出量標準原単位については、「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン」に記載がございます。

「② 用途変更」については、用途変更した床面積の大きさに、変更前後の用途の排出標準

原単位の差を乗じたものを排出量の増減量とします。

「③ 設備の増減」については、生産量を増大させるために生産ラインを増やす場合や、データ処理量を増加させるためサーバー機器を増やす場合など、事業活動の全部又は一部についてその量、種類又は性質を変更するための設備の増減が該当します。

この場合は、増減した設備における排出量として算定される量を増減量とします。

増減した設備における排出量は、その事業所の状況変更の実態に応じて、増減した設備の電力容量、エネルギー使用量の実測値、契約電力量の増減量等を用い、適切と認められる方法に基づき算定していただきます。

このような変更があり、自身の事業所が変更協議に該当する可能性がある場合は、お早めに県に御相談ください。

なお、基準排出量を変更する場合、床面積や設備等の変更があった日を含む月の翌月から変更後の基準排出量が適用されます。

P. 9

続いて、目標達成状況の確認方法について説明します。

P. 10

ご自身の事業所の目標達成状況は、県からの「目標達成状況確認通知書」で確認することが可能です。

この通知は第3削減計画期間内の計画書・検証結果報告書の審査がすべて終了した事業所から順次送付していきます。

書類には、達成状況、削減目標量、実際の削減量、超過削減量、必要充当量などが記載されています。

資料の例では、実際の削減量が削減目標量を下回っています。

そのため、必要な充当量、つまり削減不足量が示され、達成状況も未達成となっています。

この場合、排出量取引をして、不足分の充当をすることで、目標達成とすることが可能です。

P. 11

現時点では、皆様は令和7年度提出の計画書のご提出はまだこれからですので、当然目標達成状況通知は発行されていません。

現在の達成状況について知りたい場合は、毎年度、計画書の審査が終了した事業所様へ県から送付している「審査結果のお知らせ」で確認することが可能です。

ただし、こちらはあくまでこれまでの実績から推計したものであり、見込みの値であることに注意が必要です。

推計ではありますが、自事業所の削減状況の確認をし、取引が必要となりそうなのか、今後の対策次第で達成できそうなのかなどを確認できますので、今のうちから、計画的に準備等

をしていくことが大事です。

お知らせ文書には、基準排出量、削減目標量、排出量、排出削減量などが記載されています。

「⑩排出削減量」が「⑧削減目標量」を上回っている場合、目標達成が見込まれますので、超過削減量が記載されます。超過削減量は目標達成の確認後に発行され、排出量取引でご利用いただけます。

「⑩排出削減量」が「⑧削減目標量」を下回っている場合、未達成が見込まれますので、削減不足量が記載されます。画面の例では、今のペースでは目標が達成できない見込みのため、削減不足量が記載されています。

また、資料には事業所様の指定管理口座に帰属するクレジットの数量も記載されます。削減量が不足している場合、こちらを充当することも可能ですし、このクレジットは取引に使用することも可能です。

P. 12

目標が未達成であった場合や未達成が見込まれる場合、排出量取引を行っていただくことで、目標達成が可能です。

P. 13

削減不足量がある場合、他の大規模事業所の超過削減量を取引で取得すれば、充当することができます。

超過削減量以外にも目標達成に利用できるオフセットクレジット等が用意されています。オフセットクレジットとしては、県内中小クレジット、県外クレジット、再エネクレジット、森林吸収クレジット、東京連携クレジットなどがございます。

大規模事業所自らの削減対策での目標達成が困難な場合は、これらのクレジットを調達することで目標を達成することが可能です。

P. 14

排出量取引で利用できるクレジット等をこちらに示しています。

これらについての詳細な説明は割愛いたしますが、多くのクレジットは、事前申請や第三者検証を必要としますので、大規模事業所での削減見込み、設備更新予定などを考慮し、計画的にクレジットを創出、調達してください。

また、クレジットの種類によって注意事項がございますので、県 HP に掲載されている各ガイドラインをご一読いただけますと幸いです。

P. 15

続いて、具体的な排出量取引の手続きの流れについて説明いたします。

超過削減量やオフセットクレジットの取引を行うためには、管理口座の開設、取引相手との

契約、県への振替手続きが必要です。

超過削減量を取引により移転する際の手続きの流れを一覧にしたものがこちらになります。
なお、排出量取引は、取引の当事者間で行うことが基本であり、埼玉県が取引市場を公設することは予定していません。

まず、排出量取引を行うためには、一般管理口座の開設が必要となります。

大規模事業所には、その事業所が大規模事業所となった際に指定管理口座が自動的に開設されております。

指定管理口座は事業所ごとに開設され、大規模事業所の削減状況を記録する口座になります。

対して、一般管理口座は事業者ごとの開設になり、クレジットの所有状況を記録し、取引を行うために使用する口座になります。

一般管理口座の開設は事業者ごとになりますので、一般管理口座は一法人にひとつになります。

また、一般管理口座は自動的に解説はされませんので、開設には手続きが必要です。

他社とクレジットのやり取りを行う場合は、右下の図のように一般管理口座同士でやり取りを行いますので、指定管理口座同士ではクレジットの移動はできません。

これは同じ会社の別事業所間であっても同様です。一度、一般管理口座にクレジットを移動させてから、別の指定管理口座に移動させる必要がございます。

続いて、取引相手を探して、必要に応じて取引契約を結んでいただく必要があります。

P. 16

取引相手の探し方については、県では取引相手の仲介や斡旋は行っておりませんが、超過削減量や各種クレジットといった振替可能削減量の売却を希望される事業者について、振替可能削減量に係る情報を埼玉県 HP 上で公表しています。

小さくて見づらいですが、この右の表が、実際に県で公表している振替可能削減量に係る情報の一覧です。

口座名義人の会社名や、保有して言うクレジットの量、管理担当部署の連絡先等を記載しています。

公表される情報等を参考に、管理担当部署に連絡をとる等、クレジットの購入手続きを行ってください。

排出量取引は、取引の当事者間で行うことが基本ですので、各自でお手続きをお願いいたします。

P. 17

排出量取引の契約後、実際に排出量取引としてクレジットの振替を行う際は、埼玉県に振替可能削減量振替申請書の提出が必要となります。

県による振替の手続き完了後、「振替可能削減量振替通知書」が発出され、取引が完了します。

未達成であった事業所が、この取引により不足量を充当し、目標を達成した場合、再度県から「目標達成状況確認通知書」が発出され、目標の達成を通知いたします。

振替申請書は、当該振替によりその管理口座において、振替可能削減量の減少の記録がされる口座名義人が申請を行う必要があります。

また、先ほどもご説明した通り、指定管理口座から指定管理口座には振替ができないので注意して下さい。

記載事項に関するポイントとして、「振替の原因となった事由」と「単位当たりの取引価格」について記載しています。

振替の原因となった事由は、他事業者との取引を行うため、等ご記載いただければ結構です。単位当たりの取引価格は、その取引での CO2 1 トン当たりの価格をご記載ください。必須ではありませんので、空白でも構いません。

なお、クレジットの取引価格については、取引する当事者同士の交渉・合意により決定されるものであり、埼玉県が取引価格を定めることはありません。

市場価格を表すものではありませんが、取引参加者が参考情報として利用できるよう、資料 1 でお示しした、過去の削減計画期間中に行われた排出量取引における申告価格は県 HP 上で公表しています。

資料 1 でお示しした第 2 計画期間のクレジット取引価格は、この様式で申告していただいた価格を集計したものです。

P. 18

最後に目標の達成と県による公表についてです。

P. 19

第 3 削減計画期間終了後、全事業所の目標の達成状況(達成・非達成)及び削減状況について、埼玉県のホームページにおいて公表します。

削減計画期間中における削減量や取引取得量、削減不足量、第三者検証の受検状況、目標達成状況が公表されますので、自らの削減及び排出量取引を利用して、目標が達成できるように努めてください。

目標が達成されなかった場合は、ここで示すように達成状況に「非達成」と記載されますのでご注意ください。

P. 20

第 4 削減計画期間の適用事項を含め、制度に関する質問はここに記載する連絡先までお願いいたします。

一般的な質問と、その回答内容は HP 等で後日公表する予定です。
以上で第 3 削減計画期間の手続き等について説明を終わります。